

## 平成30年東松島市教育委員会第9回定例会議事日程

日 時 平成30年9月28日(金)  
午後1時30分  
場 所 東松島市役所 3階 第3委員会室

- 1 出席確認
- 2 開会宣言
- 3 前回会議録の承認
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 教育行政報告
- 6 議事
  - (1) 承認第5号 専決処分した事件(東松島市営水泳プール条例を廃止する条例)の承認について
  - (2) 承認第6号 専決処分した事件(平成30年度一般会計補正予算(第3号)(教育委員会事務に係る部分))の承認について
  - (3) 議案第29号 東松島市営水泳プール管理運営規則を廃止する規則について
  - (4) 議案第30号 東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
  - (5) 議案第31号 東松島市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について
  - (6) 議案第32号 教科用図書採択地区の変更について
  - (7) その他
- 7 閉会宣言
- 8 その他報告事項
  - 小・中学校児童生徒状況について(平成30年8月分)
  - 教育委員会行事予定表(平成30年10月分)について
  - その他
- 9 散 会

平成30年9月28日

## 平成30年 第9回 東松島市教育委員会定例会議案

承認第5号	専決処分した事件（東松島市営水泳プール条例を廃止する条例） の承認について	P1
承認第6号	専決処分した事件（平成30年度一般会計補正予算(第3号)（教育 委員会事務に係る部分））の承認について	P2
議案第29号	東松島市営水泳プール管理運営規則を廃止する規則について	P3
議案第30号	東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正 する規則について	P4
議案第31号	東松島市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令に ついて	P5
議案第32号	教科用図書採択地区の変更について	P6

東松島市教育委員会

## 承認第5号

専決処分した事件（東松島市営水泳プール条例を廃止する条例）の承認について

このことについて、東松島市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたが、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、異議のない旨専決処分したので報告し承認を求める。

平成30年9月28日 報告

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

承認第 6 号

専決処分した事件（平成 30 年度一般会計補正予算(第 3 号)  
（教育委員会事務に係る部分））の承認について

このことについて、東松島市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたが、教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定により、異議のない旨専決処分したので報告し承認を求める。

平成 30 年 9 月 28 日 報告

東松島市教育委員会 教育長 工 藤 昌 明

議案第 29 号

東松島市営水泳プール管理運営規則を廃止する規則について

東松島市営水泳プール管理運営規則を廃止する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 28 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市営水泳プール管理運営規則を廃止する規則

東松島市営水泳プール管理運営規則（平成 17 年教育委員会規則第 33 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する  
規則について

東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 28 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

東松島市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成 19 年東松島市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の表生涯学習課の項中「東松島市営矢本水泳プール」及び「東松島市営鳴瀬水泳プール」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第 3 1 号

### 東松島市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について

東松島市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 3 0 年 9 月 2 8 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

### 東松島市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令

東松島市児童生徒就学援助費支給要綱（平成 3 0 年東松島市教育委員会訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「別記様式。以下「申請書兼世帯票」という。」を「様式第 1 号」に改め、「指定する日までに」の次に「就学援助受給申請書兼世帯票兼新入学準備費請求書（様式第 2 号）を」を加える。

同条第 3 項中「申請書兼世帯票」を「就学援助受給申請書兼世帯票」に改める。

第 6 条中「申請書」を「就学援助受給申請書兼世帯票及び就学援助受給申請書兼世帯票兼新入学準備費請求書」に改め、次のただし書を加える。

ただし、第 5 条第 1 項ただし書による申請を行った者については、学校長を通じずに直接申請した保護者に通知するものとする。

第 9 条第 1 項中「第 7 号」を「第 6 号」に改める。

同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 4 条第 1 項第 7 号に規定する新入学準備費の支給は、認定保護者に対し、口座振込により支給するものとする。

第 1 0 条第 1 項第 3 号中「申請書」を「就学援助受給申請書兼世帯票及び就学援助受給申請書兼世帯票兼新入学準備費請求書」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成 3 0 年 9 月 2 8 日から施行する。

議案第 3 2 号

教科用図書採択地区の変更について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 8 2 号）第 1 2 条の規定に基づき、教育委員会に意見を求める。

平成 3 0 年 9 月 2 8 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工 藤 昌 明